

2009年2月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

職員の任免，分限，賞罰その他の身分及び服務に関すること並びに職員の給与の支給及び被服等の貸与事務に係る死者の個人情報に対する開示請求について

2009年2月2日付けで諮問（諮問第367号）された職員の任免，分限，賞罰その他の身分及び服務に関すること並びに職員の給与の支給及び被服等の貸与事務に係る死者の個人情報に対する開示請求について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

本請求の対象となる管理情報の内容は，藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第20条第3項第1号の規定による，情報の性質上，開示請求をしようとする者自身のものであると認められる個人情報とは言えず，本請求人が当該管理情報の開示を請求することは認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務に係る死者の個人情報に対する開示請求がなされた経緯は次のとおりである。

(1) 諮問理由

今回の請求は，平成12年度末に本市を退職した職員の相続人から，遺産分割協議にあたり，該当職員の退職手当の支給額，振込先等を確認するため，退職手当支給申請書，振込依頼書及び支払総括表（以下「退職手当支給申請書等」という。）の開示請求があったものである。担当課としては，請求人が該当職員の相続人であることは添付の資料から明らかなので，情報の開示は差し支えないと考えているが，遺産分割協議中で具体的な権利として確定していな

い場合の請求であることから、審議会に諮問するものである。

(2) 添付書類

- ア 退職手当支給申請書（見本）
- イ 振込依頼書（見本）
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 支払総括表（見本）
- オ 管理情報開示・訂正等請求書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

今回の請求は、平成12年度末に本市を退職した職員の相続人から、遺産分割協議にあたり、該当職員の退職手当の支給額、振込先等を確認するため、退職手当支給申請書等の開示請求があったものである。なお、被相続人が退職金の支給を受けたのは平成13年であり、被相続人が死亡したのは平成20年7月であった。そこで、請求人に開示請求をする資格が認められるか、開示請求の対象とされている退職手当支給申請書等に記載されている情報が、条例第20条第3項第1号で定めるところの「情報の性質上、開示請求をしようとする者自身のものであると認められる個人情報」と言えるか、以下のとおり検討した。

この点、条例第20条第1項で自己情報に関する権利として開示請求を認めているのは、本人の自己情報コントロール権を保障することにその趣旨がある。そして、同条第3項において、同条第2項で定める代理人による請求を除き、例外的に本人以外の者について開示請求を認めているのは、死者の個人情報が、開示請求をしようとする者自身の個人情報であると考えられ（同条第3項第1号）、又は、社会通念上死者と密接な関係にあった者の情報と同視することができ（同項第2号）るからである。とすれば、本人の自己情報コントロール権を保障するという条例の趣旨を重視し、かかる例外規定である同条第3項の適用はできる限り限定的に解すべきである。

これを本請求について見るに、本請求の対象とされている退職手当支給申請書等に記載されている情報は、死者の退職手当に関する情報であり、死者が実施機関に対して行使した権利であると言える。しかし、退職手当が預金口座に振り込まれてから約7年間が経過しており、預金口座に振り込まれた時点で、実施機関に対する退職手当支給請求権は消滅しているのであるから、請求人は相続によって退職手当支給請求権そのものを承継したとは言えない。したがって退職手当に関する情報は、条例第20条第3項第1号の「開示請求をしようとする者自身のものであると認められる個人情報」とは言えない。

よって、本件請求の対象となっている個人情報、条例第20条第3項第1号の「開示請求をしようとする者自身のものであると認められる個人情報」とは言えず、請求人に開示請求をする資格は認められない。

以 上